

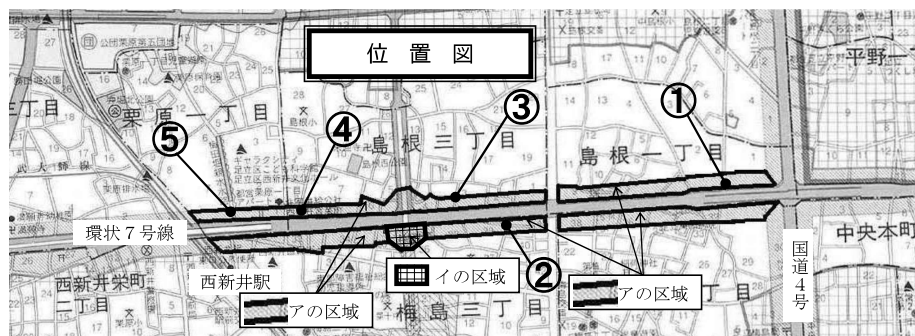


足立区環状七号線A地区 沿道地区計画制度のお知らせ

環状七号線A地区一下図のA  又はイ  の部分（道路端から概ね30m）を対象に、沿道の交通騒音の防止と適正かつ良好な市街地の形成のため、**昭和62年4月16日**に沿道地区計画を策定しております。

この区域内で建築物を建てたり、土地の区画形質を変更したりする時には、「沿道地区計画の区域内における行為の届出書」による届け出が必要です。

届出は、工事着手の30日前までに提出してください。



『地区施設』



番号	幅員	備考	番号	幅員	備考
①	4.0m	拡幅	④	4.0m	拡幅
②	4.0m	拡幅	⑤	9.0m	拡幅
③	4.0m	拡幅	—	—	—

◆ 問い合わせ先 ◆

足立区 都市建設部 建築室 開発指導課 用途照会係
足立区中央本町一丁目17番1号 中央館4階
電話 03-3880-5111（内線2651～2652）

令和8年2月発行

沿道地区計画の概要 = 建築物等に関する制限 =

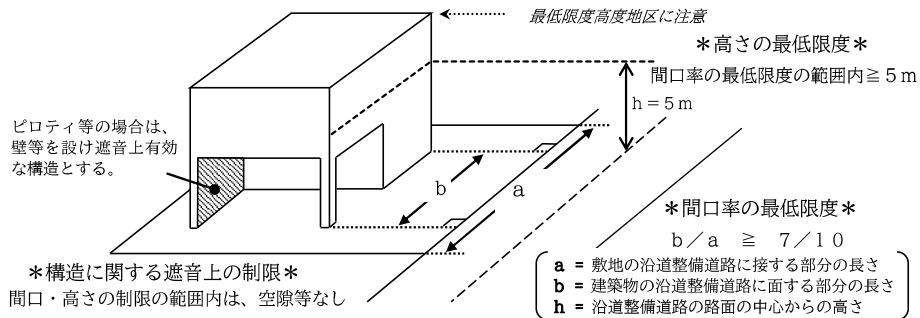
地区区分	アの区域 		イの区域 	
	環状七号線に面する建築物	それ以外の建築物	環状七号線に面する建築物	それ以外の建築物
間口率の最低限度	7/10	—	7/10	—
高さの最低限度	5m (遮音上の高さ)	—	5m (遮音上の高さ)	—
構造に関する遮音上必要な制限	高さ5m未満の範囲は遮音上有効な構造	—	高さ5m未満の範囲は遮音上有効な構造	—
構造に関する防音上必要な制限	居室等の開口部並びに屋根・外壁等は、防音上有効な構造 *沿道整備道路より20mの範囲			
建築物の敷地面積の最低限度	—	—	83㎡	
壁面の位置の制限	—	—	計画図に示す道路境界線から建築物の外壁又はこれにかわる柱の面まで0.5m以上	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	—	1 形態・意匠・色彩等は、周辺環境や都市景観に配慮したものとする。 2 屋外広告塔や広告板、屋上設置物等は、街並みに配慮するものとする。 3 屋根及び外壁の色彩は、刺激的な原色を避け、周辺の環境と調和したものとする。	
垣又は柵の構造の制限	生け垣又はフェンス *高さ1m以下及び法令上やむを得ないものは除く。		生け垣又は透視可能なフェンス *高さ0.6m以下及び法令上やむを得ないものは除く。	

■ 各制限の内容の詳細は、計画書を参照ください。

◎ 「防音工事助成」と「緩衝建築物の建築費等一部負担」については、下記へお問い合わせください。

東京都建設局 道路管理部 管理課 沿道整備担当
新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎7階南側
電話03-5320-5279（直通）

■間口率の最低限度・建築物の高さの最低限度及び構造に関する遮音上の制限について（例）



■沿道地区計画届出書添付書類 *提出部数は、2部（正・副）です。

1 建築物の新築・改築・増築を行う場合

- ① 委任状（様式有）
- ② 案内図（縮尺任意）
- ③ 配置図（S=1/200以上）
 - ※ 敷地が沿道整備道路に接する場合は、敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ（沿道整備道路に湾曲がある場合は、敷地両端の隣地境界点を結んだ線分の長さ）と建築物の沿道整備道路に面する部分の長さ（沿道整備道路若しくは上記線分に水平投影）を表示すること。
 - ※ 間口率の計算式
 - ※ 敷地が用途地域の二以上にまたがる場合は、その境と面積を表示すること。
 - ※ かき又はさくを設ける場合は、その位置と断面を表示すること。
- ④ 各階平面図（S=1/200以上）
 - ※ 建築物が沿道整備道路から奥行20m内外にわたる場合は、20mの線を表示すること。
- ⑤ 二面以上の建築物の立面図（S=1/200以上）
 - ※ 沿道整備道路の中心からの高さ5mのラインを表示すること。
- ⑥ 二面以上の建築物の断面図（S=1/200以上）

建築物の構造に関する防音上の制限について（以下の性能を添付書類に明示すること）
 ドア：JIS A4702に規定するT-1等級以上の遮音性能を有するものとする
 マド：JIS A4706に規定するT-1等級以上の遮音性能を有するものとする
 ガラス：厚さ5mm以上のものとする
 換気扇：開閉装置付きのものとする（壁取付型の場合）
 給気口：開閉装置付きのものとする

2 土地の区画形質の変更を行う場合

- ① 委任状（様式有）
- ② 案内図（縮尺任意）
- ③ 設計図（S=1/200以上）
- ④ 垣又は柵の断面図（S=1/100以上） ※垣又は柵を設けない場合は不要。

- 注
- ◎ 縮尺は建築確認申請と同一であれば可です。
 - ◎ 上記の添付書類をA4判左綴じし、2部（正・副）提出して下さい。
 - ◎ 届出は、行為着手の30日前までに必ず行ってください。
 - ◎ 当該届出に係る事項のうち設計又は施行方法に変更が生じた場合は、変更部分の行為着手の30日前までに「行為の変更届出書」（様式有）の提出が必要となります。

■沿道地区計画の届出チェックリスト

届出書		<input type="checkbox"/> 届出日 <input type="checkbox"/> 届出者、住所 <input type="checkbox"/> 行為の場所 <input type="checkbox"/> 着手予定日（届出日の30日以降） <input type="checkbox"/> 完了予定日 <input type="checkbox"/> 敷地面積 <input type="checkbox"/> 建築面積 <input type="checkbox"/> 延べ面積 <input type="checkbox"/> 沿道整備道路に面する建物の水平投影長さ <input type="checkbox"/> 沿道整備道路に面する敷地の長さ <input type="checkbox"/> 高さ <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 垣・柵 <input type="checkbox"/> 連絡先
委任状		<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 日付 <input type="checkbox"/> 敷地所在地 <input type="checkbox"/> 代理人
建築確認のチェックリスト		<input type="checkbox"/> 沿道地区計画区域内
沿道整備道路に面する建築物	間口率	（沿道整備道路に面する建物の水平投影長さ） $\frac{m}{m} = \frac{\quad}{10} \geq \frac{7}{10}$ （沿道整備道路に面する敷地の長さ）
	遮音上の高さ	<input type="checkbox"/> 間口率7/10を満たす部分の高さ≧5m
	遮音上の制限	<input type="checkbox"/> 間口率7/10を満たす部分 *高さ5m以下の部分 ピロティーなどの空隙なし
沿道から20m以内★	防音上の制限	<input type="checkbox"/> ドア T-1等級以上の遮音性能 <input type="checkbox"/> 換気扇（壁付） 開閉装置付 <input type="checkbox"/> 窓 T-1等級以上の遮音性能 <input type="checkbox"/> 給気口（壁付） 開閉装置付 <input type="checkbox"/> ガラス 厚み5mm以上 <input type="checkbox"/> 排気口（壁付） 開閉装置付
建築物の敷地面積の最低限度		<input type="checkbox"/> 敷地面積≧83㎡（イの区域）
壁面の位置の制限		<input type="checkbox"/> 道路境界線からの距離≧0.5m（イの区域）
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		<input type="checkbox"/> 屋根・外壁の色は落ち着いた色合い（イの区域） <input type="checkbox"/> 屋外広告塔や広告版、屋上設置物等は、周辺環境と調和したもの
垣又は柵の構造の制限		<input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> 透視可能なフェンス <input type="checkbox"/> 設置なし <input type="checkbox"/> 高さ1m以下のコンクリートブロック造等（アの区域） <input type="checkbox"/> 高さ0.6m以下のコンクリートブロック造

★沿道から20m以内の居室（防音上の制限）

店舗・事務所等の休憩室などは対象外。 *原則として住宅・病院・学校等。